

# 青森県報

号外第六十九号

平成十三年七月二十五日(水曜日)

## 目次

### 公 告

- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……一
- 右 同……………( ) ……一
- 右 同……………( ) ……一
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………( ) ……二
- 右 同……………( ) ……二
- 右 同……………( ) ……二
- 右 同……………( ) ……二
- 土地改良区の役員の退任……………(東 農 林 水 産 地 方 事 務 所) ……三
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(三 農 林 水 産 地 方 事 務 所) ……三
- 青森県農業大学校専攻科の学生募集……………(農 業 大 学 校) ……四
- 青森県農業大学校普通科の学生募集……………( ) ……四

### 出先機関

## 公 告

### 県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、青森西部地区の県営土地改良事業(農村総合整備)計画を定めたので、同条第五項の規

定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年七月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年七月二十六日から同年八月二十二日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

### 県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、根岸地区の県営土地改良事業(基幹水利施設補修)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年七月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年七月二十六日から同年八月二十二日まで

三 縦覧の場所

八戸支庁

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、清水頭地区の県営土地改良事業（ほ場整備（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年七月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年七月二十六日から同年八月二十二日まで

三 縦覧の場所

田子町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、元村地区の県営土地改良事業（土地改良総合整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年七月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年七月二十六日から同年八月二十二日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、剣吉地区の県営土地改良事業（緊急農地集積ほ場整備（担い手育成基盤整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年七月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年七月二十六日から同年八月二十二日まで

三 縦覧の場所

名川町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、小泊川地区の県営土地改良事業（ほ場整備（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年七月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年七月二十七日から同年八月二十三日まで

三 縦覧の場所

小泊村役場

### 出先機関

#### 土地改良区の役員就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、平内町土地改良区から、次のとおり役員が就任したので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年七月二十五日

東地方農林水産事務所長 山口 忠 久

役員 の 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	蝦名 鉄二	東津軽郡平内町大字小豆沢字小豆沢二五	平成三・六・三

#### 土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、西八戸平土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年七月二十五日

三戸地方農林水産事務所長 由良 武

役員 の 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理 事	中里 寿孝	三戸郡五戸町大字上市川字赤川々原一〇六の二	平成三・三・三就任
"	上村 義美	八戸市大字尻内町字根岸一の二	"
"	村田 秀男	字林前九	"
"	西村 達夫	字三条目一三	"

役員 の 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
監 事	小向 信一	字張田四の六	"
"	上野 豊治	字正法寺五の二	"
"	鈴木 勇	三戸郡五戸町大字上市川字石呑八の	"
"	若林 茂明	字越戸一三	"
"	加藤 浩幸	八戸市大字尻内町字笹ノ沢四八の三	"
"	沢田 良一	三戸郡五戸町大字上市川字上市川四の	"
"	上野 良吉	八戸市大字尻内町字正法寺九四	"
"	原 清勝	三戸郡五戸町大字上市川字順礼森一	"
"	上野 清市郎	八戸市大字尻内町字渡ノ葉一の一	"
"	窪田長三郎	大字河原木字大谷地一の一	"
"	上野松太郎	大字尻内町字正法寺六五	"
"	上野 一郎	字畑田三二の一	"
"	上村 一博	字張田七二	"
"	原 恒雄	三戸郡五戸町大字上市川字上市川一五	"
理 事	中里 寿孝	字赤川々原一〇六の二	平成三・三・三退任
"	小向 信一	八戸市大字尻内町字張田四の六	"
"	上野松太郎	字正法寺六五	"
"	村田 秀男	字林前九	"
"	上野 豊治	字正法寺五の二	"
"	西村 達夫	字三条目一三	"
"	上村 邦雄	字田端一九の二	"
"	上野 良吉	字正法寺九四	"
"	加藤 浩幸	字笹ノ沢四八の三	"
"	上村 義美	字根岸一の二	"
"	沢田 良一	三戸郡五戸町大字上市川字上市川四の	"
"	原 清勝	字順礼森一	"
"	鈴木 勇	字石呑八の	"

〃	窪田長三郎	八戸市大字河原木字大谷地一の二	〃
〃	若林 茂明	三戸郡五戸町大字上市川字越戸一三	〃
監事	上野清市郎	八戸市大字尻内町字渡ノ葉一の一	〃
〃	上村 一博	〃	〃
〃	上野 一郎	〃	〃
〃	原 恒雄	三戸郡五戸町大字上市川字上市川一	〃
〃			〃
〃			〃
〃			〃
〃			〃
〃			〃

青森県農業大学校告示第一号

平成十四年度青森県農業大学校専攻科の学生を次のとおり募集するので、青森県農業大学校規則（昭和三十九年九月青森県規則第八十三号）第八条第二項の規定により公示する。

平成十三年七月二十五日

青森県農業大学校長 金子 忠 昭

一 修業期間

二 二年

二 募集人員

若干名

三 受験資格

1 青森県農業大学校普通科若しくは学校教育法による短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成十四年三月三十一日までに卒業見込みの者

2 右と同等以上の学力を有すると知事が認めたる者

四 試験の実施

1 試験期日 平成十三年十二月六日（木）

2 試験場所 青森県黒石市境松一丁目の一 青森県農業大学校

3 試験科目

(一) 筆記試験 (農業一般・英語・小論文)

(二) 面接試験

五 受験手続

1 提出書類

(一) 入校願書（本校所定のもの、写真貼付）

(二) 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(三) 最終出身学校の成績証明書

(四) 健康診断書

(五) 受験票（本校所定のもの、写真貼付）

2 受付期間

平成十三年十一月五日（月）から同月十六日（金）まで

3 提出先

青森県黒石市境松一丁目の一 青森県農業大学校

六 合格者の発表

平成十三年十二月十四日（金）

七 その他

1 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる。（本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること。）

(一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。

(二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。

(三) 開示場所は、青森県農業大学校事務室とする。

2 この募集について不明な点がある時は、青森県農業大学校教務課（電話〇一七二一五二一四三二五）に問い合わせること。

青森県農業大学校告示第二号

平成十四年度青森県農業大学校普通科の学生を次のとおり募集するので、青森県農業大学校規則（昭和三十九年九月青森県規則第八十三号）第八条第二項の規定により公示する。

平成十三年七月二十五日

青森県農業大学校長 金子 忠 昭

一 修業期間

二 二か年

二 募集人員

約三十五名

三 受験資格

- 1 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者又はこれらの課程を平成十四年三月三十一日までに卒業見込みの者
- 2 右記と同等以上の学力を有すると知事が認めたる者

四 試験の実施

- 1 試験期日 平成十四年二月七日(木)及び同月八日(金)の二日間
- 2 試験場所 青森県黒石市境松一丁目の一 青森県農業大学校  
青森県八戸市一番町二丁目九の二三 八戸地域地場産業振興センター  
(ユートリー)

3 試験科目

- (一) 筆記試験 (国語I、数学I、英語Iは必須科目とし、生物IB、化学IB、農業一般の三科目のうちいずれか一科目を選択とする。(計四科目))
- (二) 面接試験

五 受験手続

- 1 提出書類
  - (一) 入校願書(本校所定のもの、写真貼付)
  - (二) 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
  - (三) 最終出身学校の成績証明書
  - (四) 健康診断書
  - (五) 受験票(本校所定のもの、写真貼付)
- 2 受付期間 平成十四年一月九日(水)から同月二十三日(水)まで
- 3 提出先 青森県黒石市境松一丁目の一 青森県農業大学校

六 合格者の発表

- 1 平成十四年二月十五日(金)

七 その他

- 1 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することが

できる。

- (一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。
- (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
- (三) 開示場所は、青森県農業大学校事務室とする。

2 この募集について不明な点がある時は、青森県農業大学校教務課(電話〇一七

二一五二一四三二五)に問い合わせること。